



発注取引約款

2016年9月版

第1条（承諾）

MACOM Japan株式会社又はその関係会社(以下「買主」という。)が発行した注文書(以下「本注文」という。)に売主として表示される者(以下「売主」という。)による本注文の一部又は全部の承諾、確認又は発送は、本書(以下「本約款」という。)、本注文及びそれらの添付書類の全ての取引条件に対する合意を構成し、当該取引条件は、売主と買主の完全なる合意を構成するものとする。ただし、売主と買主との間で別途締結された購買契約書において別段の定めがある場合を除く。本注文は、買主による申込みを構成し、買主の承諾の範囲を本約款に記載された取引条件に明示的に限定するものであって、買主のいかなる代理人又は従業員も本注文における取引条件を修正する権限を有さないものとする。売主の見積り、確認書、請求書その他売主の買主に対する一切の交信において本約款と異なる又は追加的な定めがある場合でも、それが買主により承諾され、買主を拘束するものとはみなされない。かかる定めは、権限を有する買主の代表者が書面により明示的に同意しない限り、買主によって拒絶されるものとし、本約款に規定された取引条件が優先する。売主から買主への交信において含まれる定めに対し、買主が明示的に異議を唱えなかった場合でも、買主が本約款の条項を放棄したものとみなされない。買主による誤植、誤記及び遺漏は、買主によって訂正されるものとする。

第2条（価格）

本注文において別途定めない限り、本注文の対象となる製品(以下「本製品」という。)又は役務(以下「本役務」という。)の価格は、[日本円]で表示されるものとする。売主は、本注文に記載された価格が確定した価格であり、本注文の有効期間中、これを値上げしないことに同意する。売主は、本注文を承諾するに際し、注文された本製品又は本役務の価格が、同等の数量の同一又は類似の本製品又は本役務の他の顧客に対する価格よりも現に不利なものではなく、本約款に基づく売主の各発送又は役務提供時においても不利なものにはならないことを保証する。

第3条（租税）

法令で禁止される場合を除き、買主及び売主は、本製品又は本役務に関する全ての関税、消費税、取引税、売上税、その他適用される税金、社会保障費又は手数料は、売主が提示する価格に全て含まれることに同意し、売主は、買主に対し別途請求を行わないものとする。また、売主は、売

主の従業員によって提供される本役務に対する一切の税金を負担する。本役務が提供される国において、付加価値税、消費税その他のこれに類似する税金が課される場合、買主が控除証明書又は直接支払許可書を交付しない限り、売主は適用される管轄の税法に従い、請求書にこれらの税を別項目として記載して請求するものとする。付加価値税が適用される場合、売主は、買主による付加価値税の控除に必要な要件を満たすような方法で請求書を発行するよう商業的に合理的な努力を行うことに合意する。

第4条（請求及び支払期間）

4.1 売主は、本製品又は本役務の提供について、少なくとも以下の情報を含む請求書を発行するものとする。

- ・ 通関手続地
- ・ 売主及び本製品又は本役務を購入する買主の名称及び住所
- ・ 荷送人の名称(売主と異なる場合)
- ・ 輸出国
- ・ 本製品及び本役務の詳細な説明(英語)
- ・ 数量、サイズ、重量その他これに類する合理的な関連情報
- ・ 単価、合計価格、その他の買主により支払われるべき価格を含む実際の購入価格
- ・ 取引通貨
- ・ 輸送費用、保険料、手数料、コンテナ費用、梱包費(梱包費、コンテナ費及び国内送料が請求書の価格に含まれていない場合)を含む、本製品及び本役務に関連する全ての料金、費用及び経費
- ・ 全てのレポート又は値引き
- ・ 本製品及び本役務の原製造国(提供国)

4.2 本製品及び本役務の製造のために提供され、買主に請求可能であるが請求書に記載されていない供給物(例、補助装置)の価格は、買主が別途書面にて指示しない限り、本製品又は本役務の初回納入の際の請求書に記載されなければならない。

4.3 本注文にかかる支払条件は、本注文において別途支払条件の定めがない限り、正式な請求書の受領日又は引渡日のいずれか遅い日から、60日払いとする。請求書に対する支払は、本製品又は本役務の承諾を構成するものではなく、本製品又は本役務における瑕疵、欠品、不具合等その他売主が本注文への不適合のために調整されるものとする。

第 5 条 (梱包及び発送)

本製品の発送は、本注文記載の発送条件に従うものとし、指定目的地に損傷なく安全に到着することを確保するため、標準的商習慣に従って買主の追加的負担なく梱包・準備され、最も安価な送料にて発送されるものとする。発送される各貨物には、買主の部品番号、発注番号、売主の部品番号、発送数量及び買主が要求する場合には業界標準のバーコードを記載した納品明細書が付されるものとする。さらに売主は、全てのコンテナに、必要な荷揚げ、取扱い、出荷に関する情報を付すものとする。

第 6 条 (引渡し、所有権及び危険負担)

6.1 両当事者は本注文において期限が重要な要素であることに合意する。売主は、本製品及び本役務を、本注文にて特定された目的地において、正確な数量で、引渡日を厳格に遵守して引き渡さなければならない。本注文に別段の定めがない限り、本製品は、インコタームズ 2010 にて規定される「仕向地持ち込み渡し・関税込み条件」(DDP) にて、本注文記載の買主指定の目的地にて引き渡されるものとし、売主又は運送人により買主に請求された送料は、売主に対して請求され、売主が負担する。インコタームズの工場渡し条件 (Ex Works) 又は運送人渡し条件 (FCA) が指定された場合には、買主が本注文記載の指定目的地までの送料を負担する。売主が、買主による輸送経路の指示を遵守しなかったことにより買主に生じた費用は、売主が負担するものとする。

6.2 事前の検査又は本約款で指定されたインコタームズの項目にかかわらず、売主は、指定された引渡目的地において買主が最終的に引渡しを受けるまでの本製品の紛失、損傷及び破壊に関する全ての危険を負担する。さらに、売主は、買主が受領拒絶した又は受領を取り消した本製品についても、買主による拒絶及び取り消しの時点から同様の危険を負担するものとする。

6.3 本製品の所有権及び危険負担は、買主による最終の検収が完了した時点で買主に移転する。買主の売主に対する事前の書面による同意のない限り、引渡日以前に一部又は全部の本約款に基づく引渡しを行ってはならない。買主は、注文した数量についてのみ支払いを行うものとし、過剰発送分については、買主が売主からの返送の指示を待つ間の合理的期間、売主の危険と費用負担において保管されるものとする。

第 7 条 (遅延補償)

上記のとおり引き渡し完了しなかった場合、買主は、売主に対して書面によって通知することにより、買主の負担によらず、かつ、その他の権利及び補償に加えて、以下の事項を行うことができる。

(i) 本注文の全部又は一部の取消し

(ii) 引渡期限までに引渡し未了の本製品又は本役務につき、引渡し日時の延長。なお、売主は、最も迅速な方法により、当該本製品又は本役務を納入又は別の方法で提供するものとし、その結果追加的に必要となった費用は売主の負担とする。

(iii) 買主が適切とみなす条件において、取消された本製品又は本役務に類似する他の類似製品又は役務の調達。この場合、売主は、取消されていない範囲で本注文の履行を継続して行うものとし、当該類似製品又は役務を調達するのに関連して生じた超過費用について、買主に対し責任を負うものとする。

第 8 条 (検査)

8.1 売主は、本約款に基づき注文された全ての本製品につき、買主が承諾する検査システムを維持するとともに、適切な記録を保持し、買主又はその代理人による検査において利用可能な状態にするものとする。

8.2 全ての本製品及びその部品 (原材料及び補助構成部品を含む。) は、いかなる時及び場所においても (製造期間及び売主の建物内を含む。)、買主の検査及び試験の対象になるものとし、売主は、買主による当該検査及び試験に必要な全ての合理的な設備及びサポートを追加の費用請求なく提供するものとする。

8.3 売主は、買主の書面による請求により、本注文の履行に供する全ての設備への立入り及び本注文に関連する全ての記録の検査を行うことに同意する。当該立入り及び検査は、本製品又は本役務の質の評価、売主の能力及び買主の品質管理システムの要求の順守の評価のための売主の設備及び記録の評価・監査を行うためになされるものとする。

8.4 事前の支払い又は供給元その他の場所における事前の検査にかかわらず、いかなる場合も、本約款に基づき注文された全ての本製品及び本役務は、買主の建物内における最終的な検収を受けるものとする。買主による本製品又は本役務の検収は、売主の補償に関する売主の義務又は買主の権利を変更し又はこれに影響を与えるものではなく、隠れたる瑕疵について免責するものではない。

8.5 製造上又は原料の欠陥、その他の本注文における要求に満たない本製品は、受領拒絶され、売主の負担にて返品されるか、又は適切な値引きの後、受領されるものとする。買主は、売主に対し、受領拒絶された本製品又は本役務を直ちに交換することを要求できるものとし、売主により交換がなされない場合には、買主は、代替となる製品又は役務を調達し、当該調達に必要な追加費用がある場合には、売主に対して請求できるものとする。

8.6 本注文の履行段階のいかなる時点においても、買主は、売主に対し、買主の要求に適合しない旨を書面で通知することにより、買主の要求に適合しない本役務の提供を

拒絶することができる。売主は、自己の負担にて、受領拒絶につながる全ての瑕疵又は欠陥を修補し、買主から当該瑕疵又は欠陥の通知を受領した後7営業日以内又は相互に合意した日までに、買主に対して修補済みの役務を再提供するものとする。

第9条（保証）

9.1 売主は、全ての本製品又は本役務が、(i) 対象となる図面、仕様書、サンプルその他の本約款で提供される記載に厳格に適合するものであること、(ii) 新品で、販売可能であり、デザイン、素材及び製造上の瑕疵がないこと（買主のデザインでない場合には、明示的又は黙示的に意図された目的に適していること）、及び、(iii) 担保権その他所有権に悪影響を及ぼす権利が付されていないことを保証する。同保証は、その他の明示的又は黙示的保証に加えてなされるものであり、引渡し、検査、受領及び支払にかかわらず、引き続き効力を有し、また、買主の顧客及び本製品の利用者にも及ぶものとする。

9.2 本注文に別段の定めがない限り、売主の保証は、買主が本製品又は本役務を受領した後、1年間有効とする。

9.3 本製品又は本役務が、本約款に規定された保証を満たさない場合、買主は、自己の選択により、(i) 売主に対し、追加費用を請求することなく、補修又は交換による欠陥又は不適合品若しくは不適合役務の補正の要求を行うこと、(ii) 売主の負担により欠陥製品又は不適合品の返品及び売主からこれによる注文価格の返金を受けること、(iii) 欠陥製品又は不適合品若しくは不適合役務の補正を行い、当該補正費用を売主に請求することができる。これらの救済手段は、法令及び本注文に基づくその他の救済手段に加えてなされるものであり、その他の救済手段を排除するものではない。

第10条（機密保持）

10.1 売主は、いかなる時も、本約款に関連して、口頭、書面その他の方法で買主から売主に開示され、又は本約款の履行に関連して売主が入手、開発、製作、製造した、全てのデザイン、ノウハウ、技術、装置、図面、仕様書、図案、技術情報、文書、事業計画、技術的要求事項、見直し及び類似のデータ（以下「機密情報」と総称する。）につき、買主のため、いかなる時も秘密として保持することに同意する。

10.2 売主は、本製品又は本役務の提供のため知る必要がある自らの組織内の者にのみ機密情報を開示できるものとし、第三者への漏えいを防ぐため、同程度の重要性を有する自己の秘密情報を保護するのと同程度の注意を払うものとする。ただし、同注意は、いかなる場合でも合理的な水準による注意を下回らないものとする。

10.3 売主は、買主の事前の書面による承諾なく、買主の

ために本契約に基づく義務を履行する以外の目的で、機密情報の複製又は利用を行ってはならない。

第11条（買主資産）

11.1 書面による別段の合意のない限り、買主によって提供され若しくは支払われ又は買主に対して請求される、全ての道具、鋳型、金型、部品、補給品、ジグ、材料固定具、計画書、図面、仕様書、その他の装置、材料及び資産は、買主の所有物とみなされる（以下「買主資産」と総称する。）。売主は、買主資産が売主の債権者その他第三者のいかなる権利又は請求に服するものではないことを保証する。売主は、買主資産について保有しうる一切の担保権を放棄する。

11.2 売主は、買主資産に対する買主の権利の対抗要件を具備し、これを裏付けるために、買主が適切と判断するあらゆる手段（融資報告書その他の当該目的に関する書類の締結及び届出を含むが、これらに限られない。）をとるものとする。当該目的のため、売主は、買主に対し、撤回不可能な態様により、売主主義又は売主の代理人としてそれらの書面を締結するための代理権を与えるものとする。

11.3 売主は、全ての買主資産に、買主の所有物であることを明記するか、その他適切な識別方法を講じるものとする。

11.4 売主は、買主の書面による明示的な同意がない限り、買主資産の占有を第三者に移転し、又は買主資産に関する売主の義務を第三者に委任若しくは譲渡してはならない。買主資産が売主の占有下にある間、売主は、売主の費用負担により、同資産を、良好な使用状態、かつ本約款における全ての保証条項を遵守した状態に維持、管理するものとする。売主は、買主資産が売主の管理、占有又は支配下にある間における全ての紛失、損傷の危険についての責任を負い、かかる危険に対して、買主が合理的に満足できる内容の満額補償の火災その他の損害保険を付保するものとする。

11.5 買主の書面による同意がない限り、売主は、買主資産を買主のために本約款に基づく義務を履行するためにのみ用いるものとし、第三者のために用いてはならない。

11.6 売主は、本約款に基づく対価の重要な一部として、買主資産の利用から生じる人的損害又は物的損害の危険を引き受けるものとする。売主は、本条の義務に関して、買主が別途求める損害保険を維持するものとする。

11.7 買主は、いつでも、理由の如何を問わず、何らの追加的な費用の負担なく、買主資産の占有を即時に回復することができる。

11.8 売主は、買主の請求に基づき、買主に対し、買主資産を、売主の本船甲板渡し条件（FOB）により、良好な管理状態（通常使用による損傷のみを除く。）で引き渡すものとする。

11.9 売主は、買主が24時間前までに買主資産の引渡し

請求の通知を行うことにより、売主の通常の営業時間内に売主の建物内に立ち入る無条件の権利を認めるものとする。

第 12 条（特許実施権）

売主は、本注文の対価の決定に際しての不可欠の要素として、買主が追加の費用を負担することなく、買主に対し、本注文の履行に関連して生じ又は実施された全ての発明及び発見を用いた製品の利用、販売、製造及び製造販売させるための、取消不能、非独占的かつ無償の権利及びライセンスを許諾するものとする。

第 13 条（変更）

13.1 買主は、いつでも、書面による通知により、本約款に基づく履行の中断、注文数量の増減、又は本注文の一般的対象事項の範囲内で、(i) 仕様、デザイン又は図面、(ii) 発送及び梱包の方法、及び、(iii) 引渡し場所又は日時について変更することができる。かかる変更が、費用や本注文の履行に要する時間を増減させる場合、価格若しくは引渡日時又はその双方に適正な調整がなされるものとし、本注文は適宜書面にて修正されるものとする。

13.2 売主は、前項の通知を受領した時から 30 日以内に限り、当該調整に対する異議を申し立てることができる。ただし、当該期間は、買主による書面の同意により、延長することができる。

13.3 売主は、本条に基づく変更後の本注文の履行を免れるものではない。

13.4 売主は、買主の事前の書面による同意なしに、本注文の期間中、製造の工程、方法又は場所を変更しないことに同意する。

13.5 売主は、製造の工程又は方法を変更する場合には、買主に当該変更を評価するための合理的な機会を与えるために十分な時間をもって、買主に対して提示することに同意する。

第 14 条（買主による契約解除）

14.1 買主は、いつでも、本注文の全部又は一部につき、売主に対する書面又は電磁的通知によって解除することができる。売主は、かかる解除が行われた場合、買主が特定した範囲で、本注文の作業を中止し、その供給者又は下請人に作業を中止させるものとする。

14.2 前項の解除に基づく本注文についての対価の請求は、売主が解除日より前に生じたことが証明可能な、売主に実際に生じた回復不可能な費用に限られるものとし、いかなる場合も、買主は、拘束力を有する買主の引渡しスケジュールの要求を超過した本製品、在庫品又は本役務につき払い戻しを行わない。

14.3 売主は、第 1 項の解除から 30 日以内に、買主に對

し、買主所定の証明書と共に、買主所定のフォームにより、解除に基づく対価の請求書面を提出することができる。当該請求書面が当該期間内に提出されなかった場合、当該解除から生じる責任につき、買主は免責されるものとする。

14.4 買主は、売主に対し、解除前に引き渡された本製品及び本役務の金額を支払うものとし、これに加えて、(i) 従前支払われていない、本注文に従って完了した本製品及び本役務の約定価格、(ii) 本約款に基づく引渡しスケジュールを充足するために必要な範囲を超えない進行中の特定の作業に係る費用、及び、(iii) 解除された本製品又は本役務に直接的に割り当てることができる作業に係る売主のサプライヤーに対する支払費用の金額を支払うものとする（ただし、重複した支払いは行われないものとする。）。なお、他の代替的顧客が存在する標準的な製品に関しては、本注文の解除について何ら支払いは行われないものとする。買主は、本注文に定められたスケジュールを遵守するために必要な範囲を超えて責任を負わないものとする。

14.5 本条に基づく支払いは、本注文に特定される合計金額（既に支払済み又は今後支払われる額は控除する。）を超えないものとする。売主の請求に対する支払と引換えに、買主は、全ての本製品、原材料及び仕掛品について権利を有するものとする。

14.6 いかなる場合も、本注文又は解除された本製品若しくは本役務に関して生じた付随的若しくは間接的損害、損害賠償請求に係る準備費用、機械・設備の費用その他の費用又は損害について、売主は権利を有さず、買主がその責任を負うこともないものとする。

第 15 条（債務不履行解除）

15.1 買主は、以下に定める場合、書面又は電磁的方法による通知により、本注文の全部又は一部を解除することができる。

- (i) 売主が、所定の日時まで本製品の引渡し又は本役務の履行を行わないとき
- (ii) 売主が、本約款の「保証」及び「検査」の条項に従って欠陥製品又は役務の交換又は補正を行わなかったとき
- (iii) 売主に、本注文のその他の条項につき不履行があったとき又はそのおそれがあるとき
- (iv) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、私的整理その他のこれに類する手続開始の決定を受けたとき又は当該手続開始の申立てを行ったとき

15.2 前項の解除の場合、売主は、買主の指示の範囲内で、以下に掲げるものの所有権を買主に移転し、引き渡すものとする。

- (i) 完成済みの本製品及び本役務
- (ii) 本注文の履行のために製造され、又は取得された未完成の本製品及び本役務並びに原材料、部品、道具、鋳

型、ジグ、材料固定具、計画書、図面、情報及び契約上の権利（以下「製造材料」と総称する。）。なお、未完成品の本製品及び製造材料の価格は、交渉により定めるものとするが、かかる価格は本製品及び本役務の種別に応じた注文価格を超えないものとする。

第 16 条（補償及び保険）

16.1 本注文のその他の規定にかかわらず、売主は、買主、買主の関係会社、役員及び従業員を、直接、間接又は派生的に生じたかにかかわらず、あらゆる請求、損失、費用、損害及び支出（以下に規定する事項から直接的、間接的又は派生的に生じる債務、費用、支出（利息、罰則及び弁護士費用を含むがこれに限られない。）、罰金、税金、請求、損害及びあらゆる種類又は性質の訴訟を含むがこれに限られない。）から免責し、買主に何らの損害も与えないものとする。

- (i) 本約款に基づき売主が提供する本製品若しくは本役務又は債務の履行
- (ii) 売主の故意又は過失
- (iii) 売主による本約款の違反
- (iv) 売主により提供された本製品又は本役務が第三者の特許、著作権、商標、営業秘密その他の知的財産権の利益を侵害するとの請求
- (v) 第三者による先取特権、留置権その他の負担に基づく請求

16.2 売主、売主の下請業者及びその再下請業者は、前項の履行を確保するため、買主が満足する保険を保持するものとする。

16.3 売主は、買主の請求により、買主に対し、買主が被保険者となる保険証を提供するものとする。保険証は全て、免責額又は自家保険の記載があり、保険の解除、終了又は保険範囲の重要な変更の 30 日以上前に買主に対して通知する旨の保険業者の義務を含むものでなければならない。

16.4 本条に定める保険は、買主の一次的な保険として是認されるものでなければならず、買主にとって無拠出で、追加的保険者としての買主に対する代位権の放棄を定めるものでなければならない。

16.5 売主は、売主の保険加入又は保険証券の提供によっても、本注文における義務及び責任を免れないものとし、売主が本条項に違反した場合、買主は、引渡未了の本注文における本製品又は本役務を解約することができ、かつ、解約前に提供された本製品又は本役務を除き支払を請求されないものとする。

第 17 条（法令遵守）

17.1 売主は、本注文の全ての履行は、適用される全ての国内及び国外の法令、規則及び命令を遵守してなされるものであることを保証する。

17.2 売主は、全ての国内及び国外の環境に関する法令、規則、規制及び規制機関による命令、並びにその他の本注文に記載される法令、規制要求、その他の法令、規制又は水準を遵守することに同意する。

第 18 条（輸出管理）

18.1 売主は、本注文に基づいて受領した技術データ、情報その他の事項につき、外国為替及び外国貿易法その他の関連する輸出関連規制（適用される他国の法令も含む。）に従い、適切に管理、開示及び利用するものとする。

18.2 売主は、買主が輸出管理に関する義務を遵守可能とするため、買主に対し、全ての本製品及び本役務の輸出管理状況を積極的かつ適時に開示する義務を負う。

第 19 条（輸入）

19.1 売主は、買主がその裁量により書面にて具体的に免除しない限り、本製品の全てについて、当該品物（又は容器）において可能な限り、目立つ場所に、明瞭かつ消えないように、製造国を記載しなければならない。

19.2 売主は、日本その他の輸入国の関税地域を管轄する全ての法令及び規制に従うことに同意する。

19.3 本製品又は本役務の再輸出を行う場合、関税地域への本製品又は本役務の輸入の際に売主又は買主により支払われる関税に関する全ての払戻税及び権利は、買主のみ帰属するものとする。売主は、買主に対し、当該払戻を受けるために必要な全ての書類、記録、その他の情報を提供し、合理的な協力を行うものとする。

第 20 条（サプライチェーンに関する責任及び保障）

20.1 売主は、買主が定める、サプライチェーン行動規範を遵守することに同意する。当該行動規範の最新版のリンクは以下のとおりとする。

<http://www.macom.com/about/sustainability-quality--reliabil>

20.2 売主は、人身売買や奴隷労働、強制労働、拘束労働、年季奉公労働、囚人労働の利用（強迫、暴力、強制、誘拐、詐欺、又は搾取のために他者を支配する者に対する支払を手段とする、人の輸送、隠避、募集、譲渡又は受領を含む。）を行ってはならず、その供給者に対してもこれを禁ずるよう契約上の義務を課すものとする。

20.3 売主は、直接又は第三者を通じて供給されるものであるかを問わず、買主に供給される全ての原材料、部品、成分、亜成分又は製品（以下「供給物」という。）が、米国ドッドフランク法 1502 条及び関連法令に定義される鉱物（タンタル、タングステン、すず又は金）及び紛争鉱物を含む場合には、買主に Conflict-Free Sourcing Initiative（CFSI）の紛争鉱物報告テンプレート（CMRT）により報告することに同意する。

20.4 売主は、買主に供給される全ての供給物が、新品・

真正品であること、及び、全ての供給物の製造者、部品番号、日付コード、ロット又はバッチコード、構成物質又はそのスクリーニング検査や試験の完了について、偽装又は誤記がないことを保証するために必要なあらゆる手段を講じるものとする。

20.5 売主が、買主に対する供給物が偽造品を含む又はそのおそれがあることを知った場合には、売主は、買主に対し、その旨直ちに通知するものとし、売主の当該通知は、当該偽造品の影響を受けるおそれのある具体的な本製品を追跡するために合理的に必要な情報を含むものとする。

20.6 売主は、買主の合理的な事前の要請に基づき、以下のものを一つ以上提供することにより、買主に提供した供給物が新品かつ真正であることを証明するものとする。

- (i) 原製造者の適合証明書の原本
- (ii) 当該供給物の OEM まで追跡可能な連続性のあるサプライチェーンの記録
- (iii) 供給物の真正を証明する試験及び検査の記録

20.7 売主は、物理的な完全性及び輸送における安全性の確保のため、有害又は危険な原材料の不正使用に対し、買主から要求されうる合理的な方法をとることに同意する。当該方法は、製造、梱包及び発送エリアの物理的セキュリティ、当該エリアへの立入制限、人的スクリーニング及び完全な発送を保障する手続きを含むがこれに限られない。

第 21 条（責任限定、時効）

買主は、買主の過失又は責めに帰すべき事由がある場合を含め、いかなる原因に基づき生じたものであれ、懲罰的損害、間接的損害、付随的損害又は派生的損害（使用不能に係る損害、逸失利益、設備投資、製品開発費用、間接費配賦不足額又は支払利息を含むがこれに限られない。）につき責任を負わないものとする。本注文に基づき又は本注文に関連して生じる、あるいは本注文の履行又は違反に基づき又は本注文の履行又は違反に関連して生じるあらゆる損害の請求に対する買主の責任は、いかなる場合も、当該請求が生じた本製品又は本役務の価格を超えないものとする。また、買主は、いかなる名目の罰則の責任を負わないものとする。本約款に基づき引き渡された本製品又は本役務についての買主の違反に起因する訴訟は、当該訴訟の原因が発生してから 1 年以内に提起されなければならない。

第 22 条（監査）

買主は、売主の買主に対する請求額の正確性及び妥当性の確認を含む、売主の本約款の義務の遵守を確認するため、いつでも、5 日以上前の書面の通知により、本注文の履行に関連する売主の書類、記録及び目録を検査及び監査する権利を有する。

第 23 条（相殺）

買主の売主に対する、支払期限が到来した又は到来する全ての金銭債権は、相殺又は本注文若しくはその他当事者間で生じる反対債権によって、買主により減額されるものとする。

第 24 条（譲渡及び下請）

売主は、買主の事前の書面による許可なく、本注文における自らの権利を譲渡し、又は本注文に基づく義務を委託してはならない。ただし、売主による本約款の義務の履行に際して必要となる原材料及び標準的商用品の購入はこの限りでない。売主は、買主の事前の書面による承諾なく、完成品又は主要な部品を下請けに出すことはできない。

第 25 条（不可効力）

25.1 合理的に制御不能でかつ適切な注意により回避することができない本約款の履行を妨げる行為又は事象（経済的苦難、市況変化、資本欠乏又は設備及び物資が入手不可能であることを除く。）が生じ、一方当事者が、他方当事者に対し、当該状況において可能な限り早く、書面により当該行為又は事象について通知した場合には、通知を行った当事者は、当該行為又は事象によって妨げられ又は遅延する範囲及び程度において、本注文の履行義務を免れるものとする。当該行為又は事象は、天災、公敵、文民又は軍による行為、政府の作為又は不作為、騒乱、テロ行為、禁輸措置、伝染病、戦争、暴動、反乱、火災、爆発、地震、洪水及び労働紛争を含むがこれに限られない。

25.2 前項の行為又は事象が生じた場合、買主は履行日時の延期し、又は買主の費用負担なしでの本注文の未履行部分の解除することができる。

25.3 前二項にかかわらず、売主の保護、管理、占有又は支配下にある買主の所有物の損失又は損害に対する売主の責任は、本条項により免責されないものとする。

第 26 条（通知）

本注文に基づいてなされる一切の通知又は請求は、書面によりなされるものとし、以下のいずれかの方法により、本注文に記載される他方当事者の住所、又は他方当事者により別途書面により通知された別の住所に送付されるものとする。

- (i) 手渡し
- (ii) 受取証明付き書留郵便
- (iii) 郵便料金前払いの配達証明郵便

第 27 条（可分性）

本注文の条項が無効又は執行不能とされた場合でも、かかる無効又は執行不能は、本注文全体が無効又は執行不能とするものではなく、本注文は、かかる特定の条項を含ま

ないものとして、両当事者の権利義務は解釈及び実行されるものとする。

第 28 条（免責）

本注文で規定される又は法令に基づく買主の全ての権利及び救済方法は、択一的なものではなく累加的なものであり、その一つ又は複数の行使により他の権利又は救済方法の行使は妨げられないものとする。買主による、本注文のいかなる条項の放棄も、同条項その他の条項又は条件についてのその後の違反に関する放棄とみなされない。買主による本注文のいかなる条項のいかなる時点での権利の不行使、本注文に規定されるいかなる選択又は権利行使の不実行、又は本約款の規定に基づく売主に対する履行の請求の不実施も、当該条項の放棄又はその後に当該各条項を執行する買主の権利の放棄と解釈されるものではない。

第 29 条（準拠法）

本注文は日本法に準拠し、日本法に従って解釈され、執行される。国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されないものとする。両当事者は、本注文により、両当事者間にいかなる代理関係又はパートナーシップ関係を築くことを目的とするものではない。

第 30 条（優先条項）

本注文、本約款の参照書類及び付属書類が相互に矛盾する場合には、以下で定めた順位に従い解決されるものとする。

- (i) 本注文に記載される条項
- (ii) 仕様書
- (iii) 図面
- (iv) 本約款の契約条件
- (v) その他の参照書類